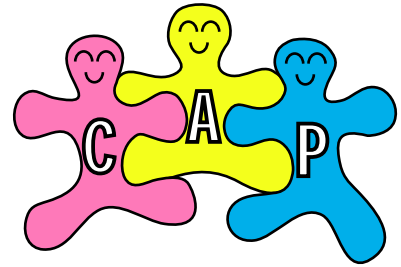


Cyber CAP Project

虐待の通報について



通告義務

虐待されていると思われる子どもを発見したときには、すべての国民に児童相談所や福祉事務所にたいして通告する義務があります。児童福祉法第25条がその根拠となります。子ども虐待を発見したり、その疑いをもった時には、子どもの命を守り、権利を救済するために、一人で抱え込むことなく、勇気をもって通告や相談をしてください。

児童福祉法（昭和22年12月12日・法律第164号）
第25条〔要保護児童発見者の通告義務〕

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない。但し、罪を犯した満十四歳以上の児童については、この限りでない。この場合においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

虐待が事実でなかったら

虐待が事実でなかったら、通告者は責任を問われるのだろうか？

虐待が事実かどうかの判断は、児童相談所、医師、警察、保健所、学校等いろいろな機関の情報を総合してはじめて可能になります。個別の機関や個人が事実を判断することは、そもそも不可能です。したがって、通告者が虐待と判断したならば、仮にその判断に誤りがあっても、通告者は刑事上あるいは民事上の責任を負わないと解すべきとされています。

通告 通告は電話、ファックス、郵送などの方法があります。

全国の児童相談所一覧は、児童福祉スクエア内にあります。

次ページに通告書式のサンプルがあります。プリントしてお使い下さい。

[□](#) はWEBリンクになっています。
クリックするとブラウザが立ち上がり、児童相談所一覧に行けます。

児童虐待通告書

平成 年 月 日

() 児童相談所所長 殿

児童福祉法第25条にもとづいて、次のとおり通告します。

1. 虐待されている子

・氏名 _____ 男・女 _____ 歳 _____

・住所 _____

・子どもの就学状況

未就学・() 保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校

年 組 担任名: _____

2. 親（保護者）の状況

・氏名 _____ 職業 _____

・子どもとの続柄 () _____

・住宅状況 _____ アパート・マンション・借家・公営住宅・一戸建

3. 虐待者

4. 家族構成

5. 虐待の内容

・いつから・どのような・どんなふうに・どうされたか・回数は

6. 家庭の状況

・虐待されている子は今どこにいるか

7. 通告者

・氏名 _____ ・職業 _____

・住所 _____

・電話番号 _____